

京都大学医学部附属病院諸料金規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前略)</p> <p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表並びに老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)の別表第1老人医科診療報酬点数表及び別表第2老人歯科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の105を乗じて得た額)とする。</p> <p>ア } (中略)</p> <p>エ } (中略)</p> <p>オ 高度先進医療料 インプラント義歯(支持連結装置1組・上部構造材料1歯を含む。) 1顎あたり 414,500円 ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使用数に応じて次の額を加算するものとする。 支持連結装置 1組(1歯根)につき 89,600円 上部構造材料 1歯につき 64,100円 脳死肝臓移植手術 1回につき 915,000円 腹腔鏡下前立腺摘除術 1回につき 401,170円 生体部分肺移植術(原発性肺高血圧症、特発性間質性肺炎、気管支拡張症、肺リンパ脈管筋腫症、閉塞性細気管支炎、間質性肺炎、のう胞性肺繊維症又は肺のう胞症に係るものに限る。) 両肺 1回につき 3,461,930円 片肺 1回につき 2,778,310円 脳死肺移植手術(原発性肺高血圧症その他の肺・心臓移植関連学会協議会で承認された進行性肺疾患に係るものに限る。) 両肺 1回につき 3,293,370円 片肺 1回につき 3,207,410円</p> <p>カ } (中略)</p> <p>シ 制限回数を超えて受けた診療 検査 腫瘍マーカー(AFP精密測定、CEA) 1回 1,365円</p> <p>リハビリテーション 理学療法(個別療法) 1単位 2,62</p>	<p>(同左)</p> <p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法の規定による療養(老人保健法の規定による医療も含む)に要する費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)により、歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の105を乗じて得た額)とする。</p> <p>ア } (同左)</p> <p>エ } (同左)</p> <p>オ 高度先進医療料 インプラント義歯(支持連結装置1組・上部構造材料1歯を含む。) 1顎あたり 414,500円 ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使用数に応じて次の額を加算するものとする。 支持連結装置 1組(1歯根)につき 89,600円 上部構造材料 1歯につき 64,100円</p> <p>生体部分肺移植術(原発性肺高血圧症、特発性間質性肺炎、気管支拡張症、肺リンパ脈管筋腫症、閉塞性細気管支炎、間質性肺炎、のう胞性肺繊維症又は肺のう胞症に係るものに限る。) 両肺 1回につき 3,461,930円 片肺 1回につき 2,778,310円</p> <p>カ } (同左)</p> <p>シ 制限回数を超えて受けた診療 検査 腫瘍マーカー 癌胎児性抗原(CEA)精密測定 1回 1,260円 - フェトプロテイン(AFP)精密測定 1回 1,260円 リハビリテーション 心大血管疾患リハビリテーション料 1単</p>

5 円
作業療法（個別療法） 1 単位 2,625 円
 5 円
言語聴覚療法（個別療法） 1 単位 2,625 円

（中 略）

別表 保険給付以外の診療に係る諸料金
 第1表 医科諸料金

区分	金額(円)
(略)	
(10) 200床以上の病院における再診の特定療養費(1回につき)	760
(11) 180日を超える入院に関する特定療養費(1日につき)	1,900

（後 略）

位 2,625 円
脳血管疾患等リハビリテーション料 1 単位 2,625 円
 位 2,625 円
運動器リハビリテーション料 1 単位 1,890 円
呼吸器リハビリテーション料 1 単位 1,890 円

（同 左）

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表 保険給付以外の診療に係る諸料金
 第1表 医科諸料金

区分	金額(円)
(同 左)	
(10) 200床以上の病院における再診の特定療養費(1回につき)	735
(11) 180日を超える入院に関する特定療養費(1日につき)	1,995

（同 左）